

達者村づくり委員会設置要綱

平成 18 年 6 月 21 日

南部町訓令第 53 号

改正 平成 20 年 3 月 31 日訓令第 6 号

改正 平成 22 年 4 月 1 日訓令第 8 号

改正 平成 24 年 7 月 18 日訓令第 21 号

改正 平成 27 年 4 月 1 日訓令第 10 号

改正 平成 28 年 3 月 15 日訓令第 10 号

(設置)

第 1 地域資源を活用して南部町全域で展開されている首都圏等との交流促進事業である「達者村」について、委員相互間及び関係する各種団体等との連携・協力体制を構築することにより、達者村全般の振興につなげるため、達者村づくり委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員)

第 2 委員会の委員は、南部町内で活動しているグリーン・ツーリズム関係団体の代表者及び個人のうちから町長が委嘱する。

2 委員の任期は 2 年とし、その再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第 3 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員会における会務を総理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 委員会の委員の会議「以下「委員会」という。」は、委員長が招集する。

ただし、委員長及びその職務を代理する者がともに欠けたときの委員会又は任期満了後最初に行われる委員会は、町長が招集する。

2 会議には、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(事務)

第 5 委員会の事務は、南部町商工観光交流課において処理する。

(補則)

第 6 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 6 月 21 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 31 日訓令第 6 号)

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 4 月 1 日訓令第 8 号)

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 7 月 18 日訓令第 21 号)

この訓令は、平成 24 年 7 月 18 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日訓令第 10 号）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 15 日訓令第 10 号）

この要綱は、平成 28 年 3 月 15 日から施行する。